

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

砥部町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

砥部町長

## 公表日

令和8年1月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種によって住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施及び接種履歴管理</li> <li>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</li> <li>③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</li> <li>④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li> <li>⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ガバメントクラウド(Amazon Web Services)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条及び67条の2</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(16の2及び16の3の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)</li> </ul> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)(第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2)</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18及び19の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)</li> </ul> <p>(2)別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健健康課
②所属長の役職名	保健健康課長

**6. 他の評価実施機関****7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ ] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに係るe-ラーニング等を実施しており、啓発を受ける機会を設けている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	I-5-①	保険健康課 健康増進係	保険健康課	事後	様式の変更に伴い見直しを行った
平成31年3月1日	I-5-②			事後	様式の変更に伴い見直しを行った
平成31年3月1日	II-1-2			事後	様式の変更に伴い見直しを行った
平成31年3月1日	Vリスク対策			事後	様式の変更による追加
令和3年3月11日	I-1-②	<p>予防接種法に基づき、予防接種によって住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病的発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施及び接種履歴管理</li> <li>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</li> <li>③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</li> <li>④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li> </ul>	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種によって住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病的発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①予防接種の実施及び接種履歴管理</li> <li>②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力</li> <li>③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答</li> <li>④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答</li> <li>⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</li> </ul>	事後	
令和3年3月11日	I-1-③	健康管理システム	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年3月11日	I-3	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I-4-②	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (予防接種に関する事務において情報提供ネットワークによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(17、18、19の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第十三条</p>	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2及び16の3の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) :第十三条</p>	事後	
令和3年9月1日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)健康管理ファイル	健康管理ファイル	事後	
令和3年9月1日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の10の項、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第10条</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項及び93の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条及び67条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2及び16の3の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施」又は「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19の項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <p>:第十三条</p>	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(16の2及び16の3の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)</li> </ul> <p>(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)(第12条の2、第12条の2の2及び第59条の2)</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1)番号法第19条第8号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18及び19の項)</li> <li>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(115の2の項)</li> </ul> <p>(2)別表第二主務省令(第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2及び第59条の2)</p>	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数	令和3年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数	令和3年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	[ 十分である ]	事後	
令和3年9月1日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	[ 十分である ]	事後	
令和8年1月7日	I -1-③システムの名称		「ガバメントクラウド(Amazon Web Services)」を加筆	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う追加
令和8年1月7日	IV-8人手を介在させる作業		人手を介在させる作業なし	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		「9) 従業者に対する教育・啓発」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		当該対策は十分か【再掲】 「十分である」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		判断の根拠 「特定個人情報の取扱いに係るe-ラーニング等を実施しており、啓発を受ける機会を設けている。」を加筆	事後	様式の変更による追加